

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 預金取扱金融機関に関する制度の企画・立案

I. 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法立法の経緯

金融機関等の合併等の組織再編成を円滑化するための措置に関しては、平成14年4月12日に公表した「より強固な金融システムの構築に向けた施策」において、「主として地域金融機関を念頭において、合併促進を中心とした施策を早急に検討する」として以来、財務局や関係者からのヒアリングを行うなどニーズを把握した上で、立法化に向けた作業を進めた。その後、7月10日には「地域金融機関を中心とした合併等を促進する施策について」(資料3-1-1参照)において基本的な考え方を発表、8月29日には「金融機関の合併等促進策について」において主要な支援措置を固めるなど検討を進め、10月25日に「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案」(資料3-1-2参照)が国会に提出された。同法案は、11月21日に衆議院で、12月11日に参議院でそれぞれ可決され成立し、平成14年12月18日、公布された。

. 法律の目的

我が国の金融機関が、その金融仲介機能・決済機能を十全に発揮し、厳しい経済情勢におかれている地域経済の活性化に貢献するためには、個々の金融機関の経営基盤を一層強化することが必要である。

合併等の組織再編成は、経営基盤強化のための有力な一手段であるが、これらの金融機関が合併等の組織再編成を選択しようとする場合、各種手続や自己資本比率の低下、預金保険限度額を意識した急激な預金分散への懸念といった様々な障壁があることを踏まえ、本法においては、金融機関が自主的な経営判断により行う合併等を円滑化するため、手続の簡素化や資本増強等、このような障壁を除去するための特別措置を手当てすることとしたものである。

. 法律の内容

1. 概要

金融機関等【注1】が合併等の組織再編成(合併、会社分割、持株会社化、営業・事業譲渡、株式の発行等を通じた子会社化・関連会社化)を行う場合、「組織再編成」と「改革方針の策定」により収益性の相当程度の向上を図ることを内容とする「経営基盤強化」に関する計画を提出し、主務大臣の認定を受けることにより、組織再編成にかかる手続の簡素化、預金保険機構(以下「機構」という。)によ

る資本増強等の特例措置を受けることができるほか、広く合併等を円滑化する観点から計画提出・認定を要件としない特別措置として、預金保険限度額の経過措置、合併等の総会手続の特例、債権者異議の手続の特例を設けている。

【注1】本法での金融機関等とは、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社をいう。

2. 経営基盤強化計画

金融機関等は、5年を超えない期間を対象とした、収益性の向上の程度、組織再編成の内容と実施時期、改革方針の内容等を記載した経営基盤強化に関する計画(以下「経営基盤強化計画」という。)を主務大臣に提出し、その認定を受けることができる。

【注2】本法での改革方針とは、収益性の高い分野への特化又は参入(収益力の強化)、業務の合理化又は業務の提供方法の改善(既存業務の見直し)、業務のための必要度が低い資産又は収益性の低い資産の処分(不稼動資産の整理)のいずれかの方針をいう。

主務大臣は、経営基盤強化計画が計画の実施により、当該金融機関の業務の効率の向上が図られ、その収益性が相当程度向上すること、計画が円滑に実施されること、当該金融機関が業務を行っている地域の金融の円滑が阻害されないこと、等に適合すると認めるときはその認定を行い、認定を行った経営基盤強化計画(以下「認定経営基盤強化計画」という。)を公表するものとしている。

また、金融機関等が経営基盤強化計画において機構による優先株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け(以下「優先株式等の引受け等」という。)を求める場合は、上記に加え、組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないことその他の基準に適合すると認める場合に認定をすることとしている。

金融機関等は認定経営基盤強化計画の履行状況について報告を行うこととし、主務大臣はその履行状況に照らして必要があると認めるときは、計画を提出した金融機関等に対し、報告又は資料の提出その他監督上必要な措置を命ずることができることとしている。

3. 経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関等に係る特別措置

経営基盤強化計画が認定された場合、手続面の特例として(1)根抵当権の譲

渡手続に係る特例、(2)優先出資の発行口数に係る特例(協同組織金融機関について適用)、(3)一定の持分について消却に係る特例(信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会について適用)の適用を受けることができる。

4. 組織再編成を行う金融機関等に対する資本増強に関する特別措置

資本増強

合併等により相対的に高い自己資本比率を有する金融機関の同比率が低下することが合併等の支障になり得ることから、本法では、当該自己資本比率を回復するため優先株式等の引受け等による資本増強措置を用意している(前述)。優先株式等の引受け等は機構の委託を受けて協定銀行(整理回収機構)により行われる。

協同組織中央金融機関を通じた資本増強

全国を地区とする信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会(以下、「中央機関」という。)は、従来から業界内での相互支援制度の下で資本増強を行う制度が存在しており、これを補完することにより傘下の金融機関の合併等を支援することは効率性の観点から優れていると考えられるため、中央機関を活用した資本増強スキームを盛り込むこととした。

具体的には、中央機関が傘下の金融機関から経営基盤強化計画とともに資本増強の申請を受け優先出資の引受け又は劣後ローンの供与を行った場合には、当該優先出資・劣後ローンを信託財産等とする信託受益権等【注3】の協定銀行(整理回収機構)を通じた買取りを機構に対し求めることができるものとし、その際、主務大臣は、中央機関による傘下の金融機関の経営基盤強化に対する適切な指導を確保するため、「経営基盤強化指導計画」の提出を求めることとしている。

その際、中央機関による傘下の金融機関の経営に対する適切な指導を確保するため、当該中央機関が信託受益権等の劣後部分を保有することとしており、機構は優先部分のみを買取ることとなる。主務大臣は、中央機関に対し、経営基盤強化指導計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出その他監督上必要な措置を命ずることができることとしている。

【注3】信託受益権等とは、中央機関が経営基盤強化計画に従い取得した優先出資等のみを信託する信託の受益権、当該取得優先出資等を特定資産とする資産の流動化に関する法律に規定する優先出資、又は特定社債、をいう。

5. その他の組織再編成の促進のための特別措置

(1) 預金保険等の保険金の額の特例

近隣の金融機関に預金を分散している預金者等は、合併等により預金保険限度額が合計1千万円となることを意識して、当該金融機関の経営状況にかかわらず、再び預金分散を行うことが考えられ、このことが、合併等にとっての障壁になり得るとの指摘がある。こうした点を踏まえ、執行面も考慮することにより、合併又は営業（事業）の全部譲受けを行った金融機関について、これらの組織再編後1年間に限り、
保険事故が発生した日前1年以内に行われた直近の組織再編成が合併である場合当該直近の合併を行った金融機関等の数×1千万円
保険事故が発生した日前1年以内に行われた直近の組織再編成が営業（事業）の全部譲受けである場合当該直近の営業（事業）の全部譲渡を行った金融機関の数に1を加えた数×1千万円を保険基準額とする特例を認めることとしている。

(2) 合併等における総会手続等の特例

合併により消滅する協同組織金融機関の総会員（総組合員）の数が、合併後存続する金融機関の総会員数（総組合員数）の20分の1を超えない場合であって、かつ、合併により消滅する金融機関の最終の貸借対照表により現存する総資産額が、存続金融機関の最終の貸借対照表により現存する総資産額の20分の1を超えない場合は、存続金融機関の合併について総会の議決を要しないこととするほか、所要の規定を設けている（営業、事業又は信用事業の全部又は一部の譲受けの場合も同様の規定を設けている。）

(3) 合併等における債権者の異議の手続の特例

信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会が合併する場合において、合併を行う側が債権者に対する異議の申出に関する公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするとき、知れたる債権者に対する各別の催告は必要ないこととしている。

銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会が営業、事業又は信用事業の全部の譲渡又は譲受けを行う場合においても、上記と同様としている。

6. 施行等

この法律は、平成15年1月1日から施行している。ただし、資本増強及び預金保険等の保険金の額の特例に関する規定は、平成15年4月1日から施行している。また、施行後平成20年3月31日までの間に、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、

この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。